

商品概要説明書

スーパー定期貯金（ネットバンク専用）

（2019年10月1日現在適用中）

商品名	・スーパー定期貯金（ネットバンク専用）
ご利用いただける方	・個人
期間	・定型方式 3か月、6か月、1年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続のみ）の取扱いができます。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・JA ネットバンクによる普通貯金からの振替により一括預入 ・1円以上1,000万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・インターネットバンキングでは、満期日前日までの解約予約をご利用いただけます。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間1年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利はJAバンク熊本ホームページ「熊本県のインターネットバンキング貯金金利」(http://kumamoto.jabank.org/tameru/setumei/kinri/)をご確認ください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率にJA所定の利率を上乗せした利率）
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）約定した預入期間が3か月以上1年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA本支店（所）または担当部署にお申し出ください。 苦情申出先につきましては、JAバンク熊本ホームページ「熊本県内JA苦情申出先」(http://kumamoto.jabank.org/support/kinyuadr/)をご覧ください。 JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。 熊本県弁護士会（紛争解決センター） 電話：096-325-0913</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・貯金通帳は発行いたしません。 ・JA窓口でのお取引はできません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。